

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8114
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

平和でこそ商売繁盛！憲法9条守ろう！

「平和でこそ商売繁盛」名城公園前スタンディング

名古屋北部民商は、3月22日（日）午前10時から、名城公園前で「平和でこそ商売繁盛」「憲法守ろう」のスタンディングに取り組みました。3月初めの常任理事会で「トランプのイラン攻撃は道理もなく本当にひどい」「平和でこそ商売繁盛の民商としてなにかしなければ」と議論になり、愛商連の統一行動に合わせて計画。参加は、宮内会長、林会計、守山西支部長の和賀井さん、事務局2名の5人でした。

プラカードなどの準備をしていると、ベビーカーを押しながら取り掛かった若い女性が「署名します」「子どものことを考えると何かしないと」と近づいてきて、「憲法改悪を許さない全国署名」に書いてくれました。

交代でマイクを握り、「民商は平和でこそ商売繁盛をスローガンに核兵器廃絶、

憲法改悪反対の運動にも取り組んでいます」「ロシアによるウクライナへの侵略戦争、イスラエルによるガザへの爆撃、アメリカによる、ベネズエラ、イランへの一方的な攻撃、これらはみな国際法違反、国連憲章違反です」「無法な戦争には、絶対参加しない、平和憲法を守るため力を合わせましょう」と呼びかけました。

60歳代くらいの女性は、しばらくじっと見ていましたが、「署名しませんか」と声をかけると「トランプ大統領に対する、



防衛特別法人税・防衛特別所得税について

令和7年度税制改正法により、防衛財源確保法が改正され、防衛特別法人税が創設。これに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となり、防衛特別法人税確定申告書の提出が必要になると説明されています。ただし、中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとなっています。防衛特別法人税がゼロであっても、申告は必要。防衛特別法人税の額は、課税標準法人税額（基準法人税額から基礎控除額を控除した額）に4%の税率を乗じて計算した金額となります。個人に対しては、令和8年度税制改正で、初の9兆円を超えとなった軍事費に合わせて「防衛特別所得税」の実施が盛り込まれています。税制大綱の通りなら2027年1月から、所得税に1%を上乗せし、徴収されることとなります。

高市政権が、軍事費拡大、戦争する国づくりに突き進むなか、戦争反対、平和憲法守れの声は、日ごとに大き

税金や国保料など一度に納付できない場合は相談を

払えないと悩んでいる方は、早めに民商に相談してください。放置すると、財産調査や差押を受けてしまいます。

「納税の猶予」「換価の猶予」など、「納税緩和措置」を活用しましょう。